平成２２年（フ）第５０６号
愛知県稲沢市駅前４丁目３番36号　プレジール磯島201
債務者　松崎　正実
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５６４号
大津市錦織１丁目９番26号　メゾンドブロシェール203、前住所大津市雄琴３丁目27番15号フロンターレビスタＤ102
債務者　秋山直子（旧姓山本）こと　金　直子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８０７号
兵庫県神崎郡神河町貝野138番地の２
債務者　堀田　恵理
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８７９号
兵庫県加古川市新神野１丁目５番７号
債務者　松尾　義子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１９７号
長崎県諫早市多良見町東園183番地２、前住所埼玉県さいたま市緑区東大門２丁目８番地３
債務者　貞島　賢策
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２００号
長崎県諫早市栄田名1190番地４、前住所長崎県諫早市若葉町376番地６
債務者　奥村　政一
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
長崎県諫早市若葉町495番地１　ユートピア若葉315号、前住所長崎県諫早市森山町本村2517番地４
債務者　草野　正成
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
長崎県大村市西大村本町300番地２、前住所東京都世田谷区松原３丁目１番13号レイディエンス松原206
債務者　東島　寛子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
長崎県諫早市飯盛町古場1313番地、前住所長崎県南高来郡吾妻町大木場名212番地８
債務者　岩本　紀子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
長崎県諫早市幸町75番１号　コーポ富士２号、前住所長崎県諫早市栗面町775番地７
債務者　橋川　　恵（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
長崎県諫早市小船越町631番地　サニーハイツＹ＆Ｍ201号、前住所長崎県諫早市栗面町209番地４
債務者　佐藤　幸一
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
長崎県大村市杭出津１丁目636番地１
債務者　北村ロリータこと　ロリータ　ア　キタムラ
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２１２号
長崎県諫早市久山町2602番地３
債務者　陣野　信次
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２１４号
長崎県大村市富の原２丁目184番地１エミネント富の原301号、住民票上の住所長崎県西海市大島町307番地
債務者　太田　　愛
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
長崎県諫早市小野島町2238番地
債務者　松岡　由郎
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
長崎県東彼杵郡東彼杵町坂本郷276番地、前住所長崎県大村市大川田町922番地
債務者　江口　公枝
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
長崎県諫早市福田町2544番地１　サンハイツ福田102号
債務者　早田　規子（旧姓原口）
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係